

京都市告示第 3 7 8 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
岡崎緯27号線	左京区岡崎東福ノ川町43番地の49地先から 同町10番地の5地先まで	メートル 42.90	メートル 6.00 ~ 6.03
梅津緯118号線	右京区梅津坂本町28番地の35地先から 同町28番地の7地先まで	52.60	6.00 ~ 10.70
梅津緯119号線	右京区梅津坂本町29番地の6地先から 同町50番地の2地先まで	72.10	6.00 ~ 9.60
中島経29号線	伏見区中島北ノ口町6番地地先から 同町23番地地先まで	180.40	11.98 ~ 24.05

(建設局土木管理部道路明示課)